

令和3年1月6日

既証明書取得及び発給希望の皆様へ

一般財団法人海上災害防止センター
業務部企画課

特定油防除資材備付証明書及び油回収装置等配備証明書の料金変更について
(お知らせ)

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊センターが提供する証明書発給サービスにおいて、**特定油証明書料金を20%増額**することとなりました。

以下の内容をご確認いただき、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

【料金変更を適用して発給する証明書】

- ・証明書の**有効期間開始日が令和3年4月1日以降**となるもの

【対象となる証明書】

- ・**特定油防除資材備付証明書**
- ・**油回収装置等配備証明書**

【各証明書料金】

- ・「特定油防除資材備付証明書発行に係る料金規程（令和3年4月分から）」参照
- ・「油回収装置等配備証明書発行に係る料金規程（令和3年4月分から）」参照

【その他】

- ・**証明書の有効期間開始日が令和3年3月31日までのもの^{※1}及びその予定の証明書^{※2}については、当該料金変更の対象外**となります。

※1 既に有効期間開始日が到来している各証明書について、4月1日以降分の料金変更に伴う差額分の請求は行いません。

※2 令和3年3月31日までに有効期間開始日となる予定の証明書の取得については、現行の料金規程（増額前の料金規程）に基づいた料金でのご請求となります。

※3 令和3年3月30日までに証明書を発行する場合であって、その証明書の有効期間開始日が令和3年4月1日以後であるときは、変更後の料金（増額後の料金）が適用されますのでご注意ください。